

商標を使用するとは、それが商品に付される場合は、「該商品又はその容器又はそれらに関連する表示物又はそれらに付したタグやラベル、或いは、該商品の特質からしてそのような場所に付することが不可能な場合は該商品又はその売上げに関連する文書に付すること、かつ、該商品が商業目的で販売されるか輸送されること」が必要で、また、商標が役務に使われる場合は、「該役務の取引において又は宣伝において使用する又は表示し、該役務は商業目的で提供され、又は該役務は一つを超える州において又は米国及び外国において提供され、かつ該役務を提供する者は該役務との関連において商業目的で該役務に従事していること」が必要です。TMEP901.01。

即ち、商標は、商業目的で、消費者に対して、商品・役務の出所を表示する機能を発揮するように使用されるときに、「商標」となります。ブランドネームのように識別性のあるマークは商標の使用となりますが、場合によっては、「商標」かどうかの判断が難しい場合もあります。

例えば、「#Magicnumber108」(#マジックナンバー108)は商標登録が認められませんでした(TTAB 2019年)。理由は、該用語はシカゴカブスがワールドシリーズで108年ぶりに優勝したというスポーツ情報を伝えるものに過ぎず、消費者がソーシャルメディア等で広く使った用語であり、特定の出所を表示するものではなく商標としての機能は発揮していないからというものです。ソーシャルメディア等でよく使われるような用語は、商標として認められないということになります。

また、「INVESTING IN AMERICAN JOBS」(アメリカの仕事に投資する)は商標登録が認められませんでした(TTAB 2019年)。理由は、該マークは、米国での就業の機会を推奨したり米国経済をプロモートするために、スローガンとして宣伝等で通常使われるものだからというものです。「～に投資する」というような表現はよく使われる表現であり、特定の出所を表示するものではないので商標登録されないということになります。

また、「BA BEEF」(BA ビーフ)は、審査では、BAはBroken Arrow(ブローケンアローというジョージア州にある市)の略であり牛肉購入層はBAを主として地名と理解し、特定の出所を表示するものではないから、商標登録はできないとされましたが、審判では、BAはブローケンアロー市の住民やその近辺の牛肉購入層には地名の略と理解されても、米国全体でそのように理解されるわけではないことを理由に、商標として認められました(TTAB 2019年)。

なお、アルファベット2文字で国を識別することは世界知的所有権機関(WIPO)でも決められており、例えば、JP(日本)、US(米国)で、Cから始まる国としては、CA(カナダ)、CN(中国)等ですが、CH、CL、CO、CR、CU、CZはどんな国かわかりますか(書面の関係で回答は次回にします)。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)